

第4次 茂原市地域福祉計画

地域共生社会の実現に向けて
～誰もが「安全・安心」を実感できる
暮らしを地域で支え合う～



茂原市マスコットキャラクター
「モバリん」

令和6年3月
茂原市

計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

II 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。

III 計画の位置づけ

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

本計画は、本市の最上位計画「茂原市総合計画」の趣旨を踏まえて策定し、福祉と健康分野の政策の取組方針「誰もが自分らしく健康に暮らせるまち」を実現するため、各計画を地域福祉という視点で捉え、地域福祉に関する目標を示す計画です。

IV 計画期間

本計画は、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とします。



(1) 総合的・重層的な支援体制等の充実

① 相談支援体制等の充実

適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等も見られることから、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

近年、全国的にヤングケアラーや8050問題等、複雑化・複合化した地域生活課題も顕在化しつつあります。きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いによる支援など包括的な支援体制の構築が求められています。

② 子育て世帯への支援の充実

地域の人たちが協力して取り組むことが必要な問題や日常生活で困っていることについて、子育てに関することが挙げられています。また、社会福祉協議会の活動として今後充実してほしいものについて、「学童クラブ事業」が上位になっており、「子育て教室、子育てサロン」とともに、子育てに関するサービスの情報提供体制、子どもや子育て家庭への支援を充実させていく必要があります。

③ 再犯防止の推進

罪を犯した人達の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。再犯を防止するために、保護司等の民間協力者が活動しやすい環境づくりや罪を犯した人の特性や現状に応じた居住先の確保、包括的就労支援などの自立支援を充実させていく必要があります。

(2) 雇用・就労等の支援

④ 雇用・就労及び社会参加への支援の充実

高齢者の生きがいの充実や社会参加への促進を図っていますが、長寿クラブの会員数の減少が課題となっています。また、働く意欲のある障害のある人がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加の促進につなげていくことが重要です。

(3) 生活困窮者等への支援

⑤ 生活困窮者等への自立支援体制の充実

アンケート結果によると、現在不安に思っていることとして「経済的問題」が上位となっており、経済的な支援が期待されています。生活困窮者への自立支援の推進において、生活保護制度の適用に至る前のセーフティネットを強化する必要があります。

(4) 計画的なサービスの促進

⑥ 在宅福祉サービスの充実

アンケート結果によると、今後、地域における福祉を推進していくために、行政の役割として重要だと思ふことについて、「在宅福祉サービスの充実」が上位となっており、サービス基盤の整備の役割を担うことが行政に期待されています。支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供が求められています。

(5) 良質なサービス供給の仕組みづくり

⑦ 保健・医療の充実

福祉に対するニーズや問題が多様化している中で、ニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源や関係機関の周知を図るとともに、その活用や連携を強化していくことが必要です。

⑧ 生涯学習の充実

芸術に触れることで豊かな心を育み、スポーツやレクリエーション活動の参加を通じて市民相互の交流を深めることが、地域住民による支え合い活動に寄与していると言えます。このような点からも、各種学習活動やスポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動の内容を充実させることが必要です。

(6) 利用者の権利擁護の確保

⑨ 人権保護・権利擁護体制の充実

成年後見制度や市民後見人の周知を図ることが必要です。また、成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実させることが必要です。

さらに全国的な動向から、虐待や育児放棄、介護拒否、老々介護等の様々な課題が潜在化していると考えられ、今後も虐待防止対策等に取り組んでいくことが求められます。

(7) 適切な量と質の情報提供体制の整備充実

⑩ 広報・啓発活動の充実

地域懇談会からは相談窓口の情報をこれまで以上に各家庭に向けて周知してほしいという意見が挙げられています。福祉情報がすべての市民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。

さらに、サービス・利用方法や相談窓口の情報のニーズが高く、これらの情報を必要としている高齢者や障害のある人等にとって、分かりやすい情報提供の工夫も必要です。

(8) ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立

⑪ ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加しやすい環境づくりやきっかけづくりに努めることが必要です。

加えて、ボランティア活動に対する関心を活動参加へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供とコミュニティの育成支援が必要です。

⑫ 地域活動の充実

地域懇談会からは自治会加入率の低さを解消するために、自治会に入るメリットを生み出し、わかりやすく周知してほしいといった意見も挙げられています。地域における生活課題等をその地域で解決できるように、地域で活動を行う団体の活性化や活動支援が必要です。また、住民の自発性にに基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取り組みが必要です。

(9) 心のバリアフリー化の推進

⑬ 福祉教育の充実

福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。また、地域懇談会では若年世帯が多くなり近所づきあいが少ない、あるいは近所づきあいが希薄になり顔を合わせる機会が少ないため、子どもの頃からの意識の醸成が必要であるといった意見が挙げられています。

これらのことから、啓発活動の推進、福祉教育や交流活動の活性化により、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。

(10) 暮らしやすい環境の向上

⑭ 防災・防犯対策の充実

非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域内のつながりを促し、防災訓練等の地域での防災活動を支援する必要があります。加えて、防災知識や災害時の対処法について普及・啓発し、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。

⑮ バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

地域における移動手段の確保が課題となっていることから、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通など、移送支援策の充実が必要です。



施策体系

基本理念 地域共生社会の実現に向けて
 ～ 誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う ～

[基本目標]

[基本方針]

[施策]

基本目標1
 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 1 総合的・重層的な支援体制等の充実
- 2 雇用・就労等の支援
- 3 生活困窮者等への支援

- (1) 相談支援体制等の充実
- (2) 子育て世帯への支援の充実
- (3) 再犯防止の推進
- (4) 雇用・就労及び社会参加への支援の充実
- (5) 生活困窮者等への自立支援体制の充実

基本目標2
 誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

- 4 計画的なサービスの促進
- 5 良質なサービス供給の仕組みづくり
- 6 利用者の権利擁護の確保
- 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実

- (6) 在宅福祉サービスの充実
- (7) 保健・医療の充実
- (8) 生涯学習の充実
- (9) 人権保護・権利擁護体制の充実
- (10) 広報・啓発活動の充実

基本目標3
 みんなの力で支え合う地域づくり

- 8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立
- 9 心のバリアフリー化の推進
- 10 暮らしやすい環境の向上

- (11) ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実
- (12) 地域活動の充実
- (13) 福祉教育の充実
- (14) 防災・防犯対策の充実
- (15) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

施策の展開

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本方針 1 総合的・重層的な支援体制等の充実



(1) 相談支援体制等の充実

- 福祉意識の啓発・普及
- 障害のある人に対する相談体制の充実
- 総合相談体制の確保（重層的な相談支援体制の構築）
- 消費生活センターの充実
- 高齢者に対する相談体制の充実

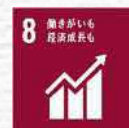
(2) 子育て世帯への支援の充実

- 幼児期の学校教育・保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 子育てを支援する環境の整備
- 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 妊産婦及び乳幼児等の健康の保持・増進
- 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

(3) 再犯防止の推進

- 再犯防止等に関する活動の促進

基本方針 2 雇用・就労等の支援



(4) 雇用・就労及び社会参加への支援の充実

- 高齢者への支援
- 障害のある人への支援

基本方針 3 生活困窮者等への支援



(5) 生活困窮者等への自立支援体制の充実

- 生活困窮者等の相談窓口の設置
- 生活困窮者等支援を必要とする世帯に対する支援
- 外国人居住者に対する支援と交流の促進
- 地域における社会的役割の確認

基本目標 2 誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

基本方針 4 計画的なサービスの促進



(6) 在宅福祉サービスの充実

- 高齢者の施設・在宅サービスの基盤整備
- 地域における子どもの居場所づくりの基盤整備
- 障害福祉サービスの基盤整備
- スモールビジネスによる社会（福祉）貢献
- 総合的な介護予防の基盤整備
- 地域福祉活動の活性化への支援
- 空き店舗等地域資源の発掘と活用

基本方針 5 良質なサービス供給の仕組みづくり



(7) 保健・医療の充実

- 第三者評価の推進
- 保健・医療・福祉の相談窓口の連携
- 保健・医療・福祉と地域の連携
- 苦情への適切な対応
- 地域発信型ネットワークシステムの充実
- 地域の課題を地域で解決する仕組みの展開

(8) 生涯学習の充実

- 福祉意識の普及

基本方針 6 利用者の権利擁護の確保



(9) 人権保護・権利擁護体制の充実

- 成年後見制度の利用支援
- 福祉サービスの利用援助・権利擁護
- 虐待防止対策

基本方針 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実



(10) 広報・啓発活動の充実

- サービス提供者と利用者の橋渡し支援
- 情報発信の工夫
- 福祉情報の当事者に対するきめ細かな提供

基本目標 3 みんなの力で支え合う地域づくり

基本方針 8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立



(11) ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

- ボランティアの育成
- ボランティアセンターの機能の充実
- 市民活動の基盤の強化
- ボランティアの育成と活動支援
- 在宅福祉活動の推進
- 地域福祉活動を実践する人材の育成及び発掘

(12) 地域活動の充実

- 福祉センターの整備
- 福祉センターを活用した取り組み
- 地域で活躍する人材との連携強化
- 地域コミュニティの支援
- 地域コミュニティ活動を支援する人材の育成
- 当事者組織による地域福祉活動への支援
- 地域コミュニティへの帰属意識の醸成
- 地区社会福祉協議会活動の充実
- 地域活動を体験する機会の提供
- 民間福祉団体の育成・支援と福祉のネットワークづくり

基本方針 9 心のバリアフリー化の推進



(13) 福祉教育の充実

- 総合的な学習
- 福祉教育・福祉学習の推進
- 地域の中での人権意識・福祉意識の普及

基本方針 10 暮らしやすい環境の向上



(14) 防災・防犯対策の充実

- 緊急時、災害時の要支援者への支援システム
- 地域の安全を守るための取り組み
- 災害ボランティアセンターの体制整備、災害ボランティアの普及

(15) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

- 外出しやすいまちづくりの促進
- 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

第4次茂原市地域福祉計画【概要版】 令和6年3月

発行 茂原市
編集 茂原市地域福祉計画推進委員会 茂原市福祉部社会福祉課
〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地
TEL 0475-23-2111(代) 0475-20-1571(直通)
FAX 0475-20-1610
E-mail: syafuku@city.mobara.chiba.jp